

自治会への防犯灯設置・管理費補助金交付に係る住民監査請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

大分市中島西2丁目6番10号

特定非営利活動法人おおいた市民オンブズマン

代表者理事長 瀬戸 久夫

代表者理事長 永井 敬三

大分市A町

B

2 請求書の提出

平成24年4月6日

3 請求の内容

請求人が提出した本請求に係る主張事実、主張内容及び措置要求の要旨は次のとおりである。(事実証明書は省略)

(1) 大分市A町の防犯灯設置に係る経過

2005年に、大分市A町自治会の会長はBからCに代わった。その際、同町内の防犯灯に係る業務については請負業者が有限会社Dから株式会社Eに変更された。

町内会長 C 発出の町民各位にあてた「防犯灯取替え及び電球交換等についてのお知らせ」(平成20年5月23日付)にも、防犯灯に係る業務を(株)Eに依頼する旨記載されている。

その後、2010年に、同自治会の会長はFに代わり、同年12月18日、同町自治会の回覧で「防犯灯の新規交換は60基」と提示された。

G(請求人 Bの妻)は、同年11月15日にF会長がEに防犯灯15基について見積りを求めた、と聞いて不審に思ったので翌2011年1月17日頃、市民協働推進課生活安全推進室主査Hに「防犯灯を新しく交換する際に、2/3が税金で補助される。業者決定は最低でも2者以上に見積りをとるように指導してほしい。」と要望したところ、H主査は「現在、1者のみが見積りのみが提出されており、110万円ということなので、補助金80万円、自治会負担金は30万円になる。これは『ぼったくり』の値段ではない。」と返答した。

そこで、さらにGは「高い、安いという判断は、1者しか見積りが出していない段階で、あなたが決めることではない。数者、せめて2者以上の見積りをとるように自治会長に指導してほしい。」とお願いしたが、聞き入れてもらえなかった。

同年1月19日、Gほか1名は、市議会事務局に行った。同事務局の受付にいた男性職員に、自治会の防犯灯設置について経過説明をし「現在、自治会の会則は変更されて、総会は自由参加となり、出席者の2/3の賛成により議決できるようになった。そのため、一定以上の賛同者を出席させさ

えすれば、思わく通りに決定できるようになっている。防犯灯設置については市の補助金が支出されるので、正当な手順で業者決定されるよう、役所から指導してもらって数社の見積りを提出させることはできないものでしょうか。」などと相談をした。

男性職員は、担当部署に架電して確認してくれて「他の地区でも同様の苦情がきているところであり、防犯灯設置業者の決定については、市が入札により当該地区に近くて値段の安い業者に決めるなどが、今後の課題となっている。A自治会については、自治委員（自治会長を兼任）から現在3者の見積りをとっているとの報告を受けている。」というので納得して帰った。

同年1月20日頃、Eが防犯灯60基を90万円台で見積りを出したとの情報があった。その一方で、Dのほうでも話が進んでいるとの情報もあった。

同年1月21日、請求人Bは、防犯灯設置の件で市に架電した。その後、市民協働推進課生活安全推進室長IからBに「自治委員を疑うことは出来ないの、町内で話し合ってください。」との電話があった。

再度、GがI室長に架電したところ、同室長から「自治委員は市報と公報を配布すればよい。あとは町内会長がすることであり、(市は)何の口出しも出来ない。自治委員(の業務)であれば指導できる。」と言われた。Gは、自治委員と町内会長は兼任であることを伝えたが、同室長の回答は同じことを繰り返すのみであった。Bは、自治委員を17年間務めてきたこともあり、ほとんどの自治委員が町内会長(自治会長)を兼務していることは知っていた。

同年1月24日、I室長からBに電話があり「A町の自治委員より、『防犯灯の件は、少し保留にしてください。』との電話があった。」と報告を受けた。

EよりB方に電話があり、「F自治会長、J同副会長およびK同理事(防災委員)の3人が来て『(防犯灯)60基というのは、どこから出た情報なのか。』と訊かれたので、『仕入れ業者から聞き、器具一式をDが仕入れたということも聞いた。』と返答した。」とのことであった。

同年1月28日、BはI生活安全推進室長を訪ねEの見積りを確認してもらったところ、同室長は「961,000円では赤字ではないか。」と言うので、Bは「大分では、かなりの仕事をしている業者が赤字の見積りを書くことはないし、自分自身も長年電気工事関係の仕事をしてきたので相場は理解している。」と説明した。同室長は「町内会長には何の指導も出来ない。」と繰り返すばかりだった。

その後も、Bは市に対して、税金を無駄に使ってほしくないことをお願いしたが聞き入れられなかった。町内の皆に話して事を大きくしたくなかったため、市に指導してほしいと何度も架電し、また市役所に相談をしに行ったが同じ回答であった。

同年2月7日、GがEから受電。電話の内容は以下のとおり。

「F自治会長、J同副会長、K同理事の3人が来て『防犯灯を30基のみを取り付けてもらえないか。』と言うので、『そんなことはできない。』と返答したところ『Dから、この値段(961,000円)ではできないと言われた。だから、Eの見積りは提出せず、他の2業者からDよりも高い見積りを書いてもらって、計3者を見積りを提出する。』と言って、帰って行った。」

同年2月9日、B、G、Lの3名が、生活安全推進室に出向き、I同室長およびM同室主幹に相談した。同室長らは「自治委員のことでなければ、口出しできない。」と繰り返した。

M主幹が「Dが来て『もう、器具を買っている。』と言ったので、その器具をどうするかの問題がある。」と言うので、Gが「ゴーサインが出ていないのに、市役所に見積りを提出しただけで器具を買うことのほうが商売をしている者としておかしいのではないか。器具を買っていることをM(主幹)さんが心配する必要はないのでは? そういうときこそ『自治会内部のことであり、口は出せない。』と言うべきだったのではないですか。」と反論するとMは黙った。

(2)大分市A町の防犯灯設置費(実績)

ア.御見積書(平成23年2月10日付)

A自治会様

(業者名は黒塗り)

見積価格 1,190,000円(税込1,249,500円)

LED防犯灯 岩崎E7019SA1 60.0台

取付バンド(30台)既製品使用 1.0式

工事費 1.0式

(以下略)

イ-1.領収書(平成23年3月15日付)

A町内会様

¥556,500

但 防犯灯取替工事(残金)

(業者名は黒塗り)

イ-2.領収書(平成23年3月5日付)

A町内会様

¥693,000

但 防犯灯取替工事内金として

(業者名は黒塗り)

ア.御見積書(平成23年4月22日付)

A自治会様

(業者名は黒塗り)

見積価格 345,000円(税込362,250円)

LED防犯灯 15.0台

取付バンド(15台)既製品使用 1.0式

工事費 1.0式

(以下略)

イ. 領収書 (平成 23 年 6 月 3 日付)
A 自治会 様
¥ 362,250
但 防犯灯 (LED) 取替代金
(業者名は黒塗り)

合計費用 (+)
1,249,500 円 + 362,250 円 = 1,611,750 円

(3) 大分市 A 町の防犯灯設置等に係る補助金交付額

ア. 防犯灯設置・管理費補助金交付確定通知書
(協働第 3840 号、平成 23 年 3 月 30 日付)
(補助事業者) 団体名 A 自治会、代表者名 F 殿
大分市長 釘宮 磐

補助対象経費 1,249,500 円
補助金交付確定額 780,000 円 (補助率約 62.4%)
対象防犯灯数 60 灯

イ. 支出命令書 (支払日付印 23.4.8)
支出命令額 780,000 円
相手方 A 自治会 F

ア. 防犯灯設置・管理費補助金交付確定通知書
(協働第 1299 号、平成 23 年 7 月 21 日付)
(補助事業者) 団体名 A 町自治会、代表者名 F 殿
大分市長 釘宮 磐

補助対象経費 362,250 円
補助金交付確定額 240,000 円 (補助率約 66.2%)
対象防犯灯数 15 灯

イ. 支出命令書 (支払日付印 23.8.4)
支出命令額 240,000 円
相手方 A 町自治会 F

合計補助金交付額 (+)
780,000 + 240,000 円 = 1,020,000 円・・・(A)

(4) 大分市 A 町の防犯灯設置費 (他社の見積りの場合)

ア. 見積書 (平成 23 年 1 月 18 日付)
A 自治会 御中
株式会社 E
金額 961,000 円 (税込 1,009,050 円)
LED 防犯灯 岩崎 E 7019SA1 60 台
灯具取付バンド 1 式
灯具取付バンド (不足分) 1 式
(以下略)

イ. 見積書 (平成 22 年 11 月 6 日付)

A自治会 御中
株式会社 E
金額 315,000 円 (税込)
LED防犯灯 東芝製 8.5w型 15 台
取付バンド 15 式
工事費 1 式
(以下略)

合計見積額 (ア + イ)

1,009,050 円 + 315,000 円 = 1,324,050 円

に係る補助金交付額 (推定)

1,009,050 円 × 62.4% + 315,000 円 × 66.2%
= 630,000 円 + 210,000 円 (10,000 円未満四捨五入)
= 840,000 円・・・(B)

(5) 見積り合わせをした場合に削減される補助金交付額 (推定)

(A) - (B) = 1,020,000 円 - 840,000 円
= 180,000 円

(6) 以上により、1者による随意契約をせず見積り合わせを行っていただくとともに 180,000 円の補助金交付を削減できたものと思料される。

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。(法第2条第14項)

また、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。(地方財政法第4条第1項)

さらに、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。(法第138条の2)

しかるに、生活安全推進室の職員らは、A町自治会に係る防犯灯設置・管理費補助金を交付する事務において、同自治会が見積り合わせをせず特定の業者と随意契約をなし、これによって事業費が増嵩する高い蓋然性を、Bら同自治会会員らに指摘され、これを認識していたにもかかわらず、何ら適切な対応をしなかったものである。

したがって、生活安全推進室の当該職員らを含む財務会計行為に關与した職員らに故意又は重大な過失が存するというべきであり、当該事務の執行は違法かつ不当であるといわざるを得ない。

(7) よって、貴職は、市長に対して以下の勧告をなすよう求める。

上記理由によって、大分市が被った損害 180,000 円につき、本来的な支出決定権を有する大分市長釘宮磐および当該財務会計行為に關与した職員らに、同額の損害賠償請求をすること。

上記随意契約にかかわって、A町自治会もしくは防犯灯設置業者らに不当利得が発生している場合は、当該不当利得の返還請求をすること。

市内のすべての自治会の防犯灯設置事業を対象として、本件と同様の違法・不当な支出の有無について調査し、必要な改善措置を講ずること。

4 請求の要件審査

本件監査請求のうち、第1の3(7)にある については、対象自治会や市の被った損害が特定されていないことから、地方自治法第242条の所定の要件を欠いたものと判断し、監査を実施しないこととした。

その余の監査請求については、所定の要件を具備しているものと認め、平成24年4月6日付でこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査に当たっては、請求書の記載内容及び請求人の陳述の内容に基づき、監査対象事項は次のとおりとした。

- (1) 平成22年度及び23年度の大分市A町自治会に対する防犯灯設置・管理費補助金交付事務処理は適正か。
- (2) 当該補助金交付事務は地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反した行為に当たるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成24年4月20日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人のうち1人が陳述を行った。

なお、陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 見積書について

平成24年4月21日、大分市A町自治会の平成24年度定例総会が開催された。この総会において、F自治会長は「見積書の金額が安すぎるので、市に持っていかなかった。」という趣旨の発言をした。

これは、防犯灯設置工事に係る見積書が複数存在したことを認め、高額な見積書を市に提出したことを意味する。

なお、監査請求書記載のとおり、本防犯灯設置工事に係る2者の見積書によると、それぞれ契約した1者が1,611,750円であり、他の1者は1,324,050円で、その差は287,700円である。

このとき、契約金額に対する他社の見積金額の割合は約82%であり、入札した場合、仮に本件契約金額を予定価格とすれば落札率82%はきわめて合理的な数値といえ、決して不当な低価格というわけではない。

(2) 大分市防犯灯設置・管理費補助金交付要綱について

平成24年4月19日付、読売新聞の記事に「市生活安全推進室によると、

この事業の業者選定は、申請団体に任されており、要綱でも複数の業者の見積りは求めていない。」と記載があった。

たしかに、当該要綱には、その本文に見積書の徴求については何ら言及しておらず、同要綱第4条に係る防犯灯設置・管理補助金交付申請書（様式第1号）の第4.添付書類の欄に「(1)見積書の写し」との記載があるのみであり、その数量は明記されていない。そうすると、当該要綱の規定をもって「複数の業者の見積りは求めていない。」とは言えない。

むしろ要綱の本文になるべく2者以上から見積書を要求するようにと明記するよう改正すべきである。

(3) 大分市契約事務規則について

大分市契約事務規則第41条（見積書の徴収）第2項は、「前項に規定する見積書等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、なるべく2人以上の者から徴さなければならない。」と定めており、市の事務事業においては複数の業者の見積書を徴収しない場合は不適切な事務処理となるが、自治会は市の行政機関ではないことから当該事務規則は適用されない。しかし、市職員は補助金を自治会に交付する立場にあり、地方自治法および地方財政法に拘束される。したがって、最少の経費で最大の効果を挙げなければならず、住民からの指摘や要請もあったことから、2者以上の見積書を提出することや適正な契約を行うよう指導する義務はあった。

3 監査対象部局

本件請求を監査するに当たって、監査対象部局を市民部市民協働推進課とした。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

「本件請求は、理由がないものとして棄却する。」

以下、事実関係の確認、監査対象部局の説明及び監査委員の判断について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類の調査及び関係職員の説明から、監査対象事項に係る次の事実関係を確認した。

平成22年度分（平成23年4月8日支出 支出額780,000円）

ア.平成23年2月15日 交付申請書受付

イ.平成23年2月21日 支出負担行為決議書（部長決裁）

ウ.平成23年2月21日 交付決定通知書

エ.平成23年3月25日 実績報告書（事業費1,249,500円）

オ.平成23年3月30日 交付確定通知書（部長決裁）

カ.平成23年4月4日 支出命令書（課長決裁、会計課長審査）

平成23年度分（平成23年8月4日支出 支出額240,000円）

ア.平成23年4月25日 交付申請書受付

- イ.平成 23 年 5 月 17 日 支出負担行為決議書（部長決裁）
- ウ.平成 23 年 5 月 18 日 交付決定通知書
- エ.平成 23 年 6 月 8 日 実績報告書（事業費 362,250 円）
- オ.平成 23 年 7 月 21 日 交付確定通知書（部長決裁）
- カ.平成 23 年 7 月 28 日 支出命令書（課長決裁、会計課長審査）

交付申請書に添付された見積書について

及び の交付申請書に添付された見積書はともに 1 者のみであった。

2 請求人の主張に対する監査対象部局の説明

(1) 請求人の主張

生活安全推進室の職員らは、A 町自治会に係る防犯灯設置・管理費補助金を交付する事務において、同自治会が見積り合わせをせず特定の業者と随意契約をなし、これによって事業費が増嵩する高い蓋然性を、B 町自治会会員らに指摘され、これを認識していたにもかかわらず、何ら適切な対応をしなかった。

(2) 監査対象部局の説明

職員の対応について

生活安全推進室の職員は、A 町自治会に係る防犯灯設置・管理費補助金を交付する事務において、平成 23 年 1 月 14 日及び 17 日に同自治会が見積り合わせを行ったことを電話で確認した。また、業者の決定は、自治会内で十分議論・協議して決定すべき問題であるため、請求人らの申し出により、十分な話し合いの場をもってほしい旨を平成 23 年 2 月 9 日に自治会長に伝えるなど、自治会内での円満な解決に向けての対応を行った。

見積書について

当該補助金の交付申請については、複数の者からの見積書を添付している自治会はないが、平成 22 年 4 月から 6 月にかけて、LED 防犯灯の導入促進のため、校区において自治会長が集まる会議の機会をとらえて説明を行った際に、可能な限り複数の者から見積りを徴し、市の設定する補助限度額内で契約をするようお願いしており、自治会が業者を決定する際には本件を含め、複数の者から見積りを徴していると認識している。

補助限度額について

本補助事業は、大分市防犯灯設置・管理費補助金交付要綱の定める手順で進めており、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、1 灯当たりの補助限度額を 2 万円と設定している。なお、補助限度額を超えた事業費は、自治会の負担となる。

3 監査委員の判断

以上のとおり、請求人の主張及び陳述、監査対象部局に対する書面調査及び関係書類等の検証、関係職員からの説明に基づき合議した結果、本請求について次のとおり判断する。

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求は、職員の違法若しくは不当な財

務会計上の行為が対象となるものであり、「違法」とは文字どおり法令の規定に違反することをいい、「不当」とは違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことをいうとされている。

また、裁判例等によると請求人の主張する地方自治法第2条第14項の規定は、地方自治運営の基本原則を定めた規定であり、地方財政法第4条第1項は地方自治法第2条第14項に定める「最少の経費で最大の効果」の原則を予算執行面からの基本原則として定めたもので、地方自治法第138条の2は執行機関がその任務を遂行するうえでの当然の心構えを明らかにしたものと解される。

本件請求のような、補助金交付の条件として補助事業者に見積り合わせを求めるなどの具体的な事務手続の方法については、長の裁量権の範囲内であり、財務会計上の義務に違反する違法なものとされるのは、明らかに補助をする必要性がないのに補助金を交付した場合や、特別な理由もなく適正な額を大きく超えた金額を補助した場合等その裁量権の範囲を逸脱し、また濫用した場合に限られるとすることが相当である。

本件の場合、大分市防犯灯設置・管理費補助金交付要綱において、防犯灯1灯当たりの補助限度額を2万円と設定する等、適正な補助額の算定が行われるように規定されており、当該要綱に従って交付決定されていることから、適正な額を大きく超えた金額を補助したのではなく、これら補助金交付事務に係る手続は裁量権の範囲内であると解され、職員の行為に地方自治法第2条第14項等の法令違反があったと判断することはできない。

また、行政上実質的に妥当性を欠く、若しくは不当であると判断するためには、職員の行為が要綱等の規定に違反した行為であることなどが必要であると思料する。当該要綱では、補助金交付申請の際に複数の者からの見積書の添付を必要とせず、本補助金交付手続は、要綱に従い行われている。

よって、本件については、住民監査請求の対象となる不当な行為と判断することはできない。

以上のとおり、本監査対象事項に違法性及び不当性は認められない。

したがって、本件請求には理由がないと判断する。

4 監査委員の意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

防犯灯設置・管理費補助金交付の際の事務手続については、職員の財務会計上の行為自体に違法性、不当性は認められないと判断した。

しかしながら、請求人が主張するように補助金が公金である以上、補助事業者は、本市契約事務規則等の規定に準じて、補助対象経費の経理などを行うことが適当であり、監査委員は、これまでも財政援助団体等監査の際には補助事業者に対し、市の規定に準じた経理を行うよう要望しているところである。

本件補助事業について担当課は、校区の自治会長が集まる会議の機会をとらえて、可能な限り複数の者から見積りを徴するようお願いをしているが、今後は、補助事業者に対し、市の規定に準じて当該事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿の整備をするなどの指導を徹底し、より適正な補助金交付事務の執行をされるよう要望する。